



令和7年4月23日
午後2時

令和7年度奨学金返還補助金の申請を受け付けます

若者の地元定着や市内事業所などの人材を確保するため、下記のとおり奨学金返還補助金の令和7年度分の申請を受け付けます。

1 対象となる奨学金

- ・独立行政法人日本学生支援機構奨学金
- ・あしなが育英会奨学金
- ・交通遺児育英会奨学金
- ・市町村が貸与する奨学金
- ・その他市長が認める奨学金

(例：母子父子寡婦福祉資金貸付金制度(修学資金)など)

※上記以外の対象となる奨学金は、政策企画課(0191-21-8641)まで問い合わせてください

2 対象者

次の①～⑦のいずれにも該当する人

- ① 令和7年度の末日時点の年齢が18歳～39歳である
- ② 一関市に住所を有し、令和7年度の末日まで継続して居住している
- ③ 返還義務のある奨学金の貸与を受け、学校などで修学した
- ④ 対象となる職種のいずれかにより、令和7年度の末日まで継続して市内の事業所などに勤務するまたは継続して事業を行う
- ⑤ 市税の滞納がない、かつ、奨学金の返還金を延滞していない
- ⑥ 奨学金の返還に関する他の補助を受けていない
- ⑦ 公務員でない(ただし、市立の保育園などで勤務する会計年度任用職員は対象)

3 対象となる職種など

次の①～⑤のいずれかの職種などに該当する人

- ① 保育士、幼稚園教諭、児童指導員
- ② 看護師、准看護師、助産師、保健師、歯科衛生士
- ③ 農林業従事者
- ④ 起業者、事業承継者
- ⑤ 市内に所在する高等教育機関（短期大学、高等専門学校、専門学校）を卒業し、市内の事業所で働く人

4 補助金の額

- ・令和7年度に返還すべき奨学金の2分の1以内の額

※対象となる職種の⑤（市内の高等教育機関を卒業し、市内の事業所で働く人）に該当する人は、令和7年度に返還すべき奨学金の額

※1年あたりの上限額は12万円（1月あたり1万円）

5 対象期間

奨学金を返還している期間とし、年間の上限を12か月とする。

ただし、年度を越えた返還期間がある場合は、その期間は60月（5年間）以内とする。

6 申請期間

4月25日（金）～12月26日（金）

7 申請方法

申請書と必要書類を添えて、政策企画課に郵便、持参またはオンラインで申請してください。申請書の様式やオンライン申請の方法は市ホームページを確認してください。

問い合わせ先

〒021-8501 岩手県一関市竹山町7-2

市長公室政策企画課 課長 飯村

電話：(0191) 21-8641 FAX：(0191) 21-2164

メールアドレス：seisaku@city.ichinoseki.iwate.jp